



産大臣が指定する県の海区漁業調整委員会の委員由が委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第二に、農業委員会の委員の選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村の農業委員会の委員の任期満了による選挙の期日について、平成二十四年七月三十一日までの間で農林水産大臣が指定する期日とし、当該委員の任期を当該期日の前日までとするとともに、当該期日の前日までに補欠選挙を行う事由が生じた場合であっても、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第三に、選挙を適正に行なうことが困難と認められる選挙管理委員会においては、選挙人名簿の調製に関する期日等を、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日等とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○山田委員長 民主党の佐々木でございました。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございました。先日、当委員会としても現地調査をさせていただいて、私も一緒に参加をさせていただき調査をさせていただきました。説明をしていただけたるそれの方々が被災者であり、中には家族を亡くされた方もあるという中での説明をいただいて、本当に切実な思いというものを感じてきたわけでありますし、同時にまた、被災地の惨状というのも体験をさせていただきました。

そうした被災をされた皆さん方、あるいはまたお亡くなりになられた皆さん方の思いというものを、私どもは当委員会としてもしっかりとこの法律案の中で審議をしていかなければならぬといふうに思つてゐるところであります。与えられた時間は十分間でありますので、端的に質問をさせたいときたいというふうに思います。

最初に、先ほど大臣から説明がありました二つの法律案であります、海区調整委員というのは、漁業法によりますと、水面を総合的に利用

し、漁業生産力を発展させるというふうになつておられます。農業委員会は、自作農の創設及び維持、農地の利用関係の調整などに関する事務をや

る執行人であるというふうにされております。い

ずれも、市区町村、海区に沿う市町村の住民ある

いは事業者によつて選挙で選出される、いわば農

地や農業の番人であります。農業、漁業の維持發

展に重要な役割を果たしているということは、言

いかえれば復旧、復興の重要な扱い手でもあると

いうふうに言えるわけであります。

一点、確認をさせていただきたいと思います。

昨日、ようやく原子力損害賠償紛争審議会が

開催され、一次指針がまとめられました。事故

から既に五十日も経過をしています。我が党は、

原発被害対応ワーキングチームを設置し、既に三

度、提言をさせていただいております。原賠法の

賠償契約は、一般事故では民間保険であります

が、地震、噴火、津波の場合は政府保証契約に

なつてゐるわけです。もちろん、一義的な責任は

東電にあるわけであります。東電が政府に掛けて

いるいわゆる保険、保険者が政府にあるわけ

であります。千二百億は政府が東電にすぐにも支払わせることが可能だというふうに考へるわけ

です。答弁は要りません。

二点目、土地改良法についてであります。

被災された東北三県を初めとする地域は、皆さ

ん方のお手元に資料を配付させていただいてございますが、農業生産額で全国の一割弱、耕地面積

も一割弱を占めております。我が国の農業にとつて極めて重要な地域であり、地震による地盤沈

下、海拔ゼロメートルが五・三倍になつたというふうに言われておりますし、津波による冠水被害は被災地耕地面積の約二・六%にも及ぶわけであ

りまして、これらの復旧はぜひ進めなければならぬ事業と考えます。

約二万ヘクタールを超える被害の復旧、復興に

は相当の時間を要すると考えるわけであります

が、被害の程度によつては、本年度から作付可能

なところもあるのではないかと考えます。進捗状況と中長期のスケジュールをお示しすることが、被災民に対する安心へのメッセージになるというふうに思ひます。ぜひお示しをいただきたいと思ひます。

そして、来年の作付は少なくとも何とかしていきたいというふうに考えて、期待をしている農家も多いわけでございますから、そのためにも全力を尽くしていく。そして、来年が無理だとして

も、どんなに甚大なところでも再来年からは作付が可能なようにしていきたい。今、農水省はそ

ういう姿勢で取り組んでいるところでございます。

それと、二つ目が、原賠でしたね。

先生おっしゃるとおり、事業所が二つと考へれ

ば、二千四百億円までは、東電が賠償した後、政

府がその金額を補てんする、こういう保証契約が

成立しております。ですから、今農水省は、各団

体等に要請もしているところでございますし、東

電にも要請をしているところでございますが、仮

払いを早急にしてほしい。仮払いの手続をとつた

段階においては、それに対して政府保証のつなぎ

融資を行なうということを進めているところでござります。

紛争審査会が、おとといでしたか、第一次の指

針を出しました。出荷制限の部分、それから県が

関与する自衛の部分、これについて指針を出して

くれました。風評被害についてこの次に出すとい

う予定になつてゐるというふうに私は聞いており

まして、しかも、指針の中で、仮払いも早急にす

るよう東電に対して要請をしてゐる部分もあつて、その点を大きく評価してゐるところでござ

ります。

早急な仮払いの手続、今、JA柄木とJA茨城

がもう既にされたところでございますから、これ

も一日も早くやっていかなければいけないといふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 残された時間が一、三分になりましたので、もう一点。

今回の第一次補正というのは、緊急的なもの、あるいは復旧ということが中心の予算であります。が、私どもも提言の中でも、復興府の設置と、その

もとの復興再生計画、あるいは現地対策本部と

いうものが必要ではないかということについて提言をさせていただいているところでございます。

ぜひ、このことを検討いただきよう、ここは提言させていただきたいというふうに思います。

私は、今度の被災で学ばなければならぬことは、今日まで我が国が行つてきただ極集中的な経済一辺倒のあり方というものを見直して、安心、安全な町づくりあるいは国づくりというものをどうやつて進めていくのか、あまねくどこの地域にあってもしっかりと安心、安全が確保されれるというような町づくり、国づくりに転換すべきときではないかというふうに思いますが、そういうことを含めて、大臣の決意をお伺いします。

○鹿野國務大臣 まさしく、現地の皆様方が被災に遭われた中でどのように考えておられるかということをしっかりと受けとめる。県の考え方、市町村の考え方、関係者の方々とやはりいろいろな形で接触をしながら、これからどうしていくかといふことについての思いというふうなものを受けとめていくことが大事だと思っております。

そういう意味で、現地本部の体制をどう強化していくかということも今政府としても考えておるところでございますので、今佐々木委員から言われたようなことを踏まえて、しっかりと取り組んでいかなければなりません。そして、復旧、復興に向けては、まさしく復興モデルになるような復興を目指していかなければなりませんと思つております。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございました。

○山田委員長 次に、小野寺五典君。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。

先般は、委員長を初め委員の皆様には、私の地

元氣仙沼を含みます三陸沿岸を御視察いただきま

して、大変ありがとうございます。特に、津波といいますと漁業被害ということがイメージにわくますが、今回、農地についても相当の被害が出ています。つぶさに見ていただきまして、ありがとうございます。

がどうございます。

きょうは、土地改良の中で特に除塩ということについて審議をしていただいております。私が地元の農地をずっととぶさに見ておりまして、確かに津波をかぶつて塩害というのがこれから相当予想されるんですが、それ以上に、例えば家の廃材とか工場の廃材とか、そういう大きなものが農地に散逸している場合には、ああ、瓦れきが随分入っているんだな、そんな印象を持たれたと思うんです。実際、農地に入つてみると、一番厄介なのはガラス片、ガラスの細かいものとかあるいは小石とか、これが一見外から見ると、あぜ道もちょっとあって、何となく圃場として生きているんだなという印象があるんですが、実は厄介なのは、このガラス片が多数ございます。

大臣も御案内のとおり、これから田植えの時

期、今農家は水を張つて代かきを始めていると

ころもそろそろ見えていますが、その際に、例えればガラス片が入つた、あるいは小石が入つた、こういう田んぼで農作業というのはできるものではありません。恐らく、災害復旧の中、塩といふものもござりますし、油というのもあると思いますが、さらに小さな瓦れき、ガラス、こういうものも含めた復旧が必要だと思います。現在、こう

いう全体を含めた復旧についてどのようなお考

えがあるか、お聞かせください。

○鹿野國務大臣 今小野寺委員から申されたとお

りに、大変な被害を受けた農地、その中で瓦れきをどう除去していくかということでございます

が、これは御承知のとおりに、農地も含めまして

環境省の災害廃棄物処理事業で処理というふうな

ことで進めているところもございますけれども、

当然、農地、農業用の施設災害復旧事業によりま

して、農地の復旧と一緒に瓦れきの処理を行つ

ることができます。

まさしく、瓦れきと言われるものが取り除かれますと漁業被害ということがイメージにわくますが、今回、農地になつた場合に、小石とかあるいはガラスとか、そういうれきがたくさん含まれておるのを取り除くかということは、農業のいわゆる災害復旧事業というふうな中で、特に実質的に

農地に対しての復旧、あるいは瓦れきの農業ができるような処理を行う、そういう中で農業ができるようになります。が、まだ農地に対しての復旧、あるいは瓦れきの農業ができるようになります。そのこと

と、まだ農地に対する復旧、あるいは瓦れきの農業ができるようになります。そのこと

で、先ほど申し上げますとおりに、まず、瓦れきの処理等々をしていかなきやならない場合に、被災農家の方々の雇用の場、雇用というふうなことがあります。つぶさに見ていただきまして、あります。

がどうございます。

ます。

公平感が出ないのかなと思うんです。こういうふうな不公平感について政府としてはどのようにお考えがあるか、教えていただければと思いま

○鹿野国務大臣

基本的には、被災に遭われた農家の方々の中に専業的な農家の方々とかあるいは兼業農家の方々とかいろいろな方がおられるわけございまして、そういう中でも、被災を受けたということに対しては、大変な被害を受けておるわけでございますので、復興組合に対して一括に交付をいたしまして、そして実際に作業した農業者に対して、従事時間あるいは作業面積に応じて支払われるいくものと思つておりますけれども、私もどもいたしまして、必要があるとするならば、いろいろそういう一括交付をさせていただく中で考え方もまた示していただきたいと思います。

○小野寺委員 これはさまざまハーダルはあるんでしょうが、一番わかりやすいのは、今回被災を受けた、例えば水田であれば、反当三万五千円がいわゆる休業補償のような形で支払われる、そして今後農家の方でほかにお勤めがなくて専業でやつていらっしゃる方、こういう方が、例えば圃場整備の事業を含めた形で一緒に協力することによつて日当を幾ら払う、こういう二段構えの支払いがでければ、私は、今回作付ができるない農家の方が安心をする。

そして、この時期になりますと、農家の方といふのは体が動かしたくて仕方ありません。避難所にいらっしゃる方でも、あるいは、今、二次避難の温泉地に行つていらっしゃる方でも、どうしでもやはり土と何か触れ合つてみたいといふことで、独自にそこで農地を借りて始めています。こういう農家の方の心というのは、やはり常に、この時期になると、何か農作業、働きたい、そういう思いがあります。

反当三万五千円はありがたいんですが、何か集団で行うという形だけで支払われるという形ではなくて、むしろ直接的に、漁業者と同じように、

一日参加すれば日当は幾ら出ますよ、ぜひそういう方向でお考えをいただくことはできないでしょうか。

○鹿野国務大臣

今お話を申し上げますとおりに、被災農家の方々に対する生活支援というものは、まず先に専業農家の人たちを優先すべきではないか、こういうふうな声もございました。しかし、そういう中でも、やはり兼業の農家として支払われにくものと思つておりますけれども、私もどもいたしまして、必要があるとするならば、いろいろそういう一括交付をさせていただいて、後はそれを場合に一括交付をさせていただいて、後はそれきやならない。このようなことから、共同でやつた場合に一括交付をさせていただいて、後はそれきやならない。このようなことから、共同でやつた場合に一括交付をさせていただいて、後はそれきやならない。このようなことから、共同でやつた場合に一括交付をさせていたいたいと思います。

これから、実態がどうであるかということも、実際のお考えというふうなものを聞く中で、農林水産省としていろいろな意味で指導なりあるいは意見を言つていつた方がいいなどいうことにおいては、先生が今言つたようなことも踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○小野寺委員

今、水田・稻作のことを中心にお話ししましたが、この地域には、もちろん畜産、あるいは園芸、特に宮城県の県南地域というのは、イチゴで大変有名な地域でもあります。こういう事業についての手当、そしてさらに一日も早い施設園芸を含めた支援をしていただきまして、ここのクリスマスにはまたイチゴの需要がたくさんになります。その時期に合わせて価格も上昇しま

す。農家も今回被災を受けたということになりますと、新たにやはりここはもう一度土地改良事業をしなきやいけない、あるいは区画整理をしなきやいけない、そういうような状況が出てきたときに、今までの償還金にプラス、今回また発生する新たな償還金ということが出てくる可能性もある、こういう心配がございます。このような農家の心配に対してどのようにお考えになるか、教えていただければと思います。

○鹿野国務大臣

実質的に農家の負担がないといふふうな形でこれからも詰めをしていきたいと思つております。

○小野寺委員

除塩事業自体にしても、国の負担といふのは十分の九。ですから、十分の一が、実は自治体、それからもしかしたら農家の負担といふことに残ると伺つております。

○鹿野国務大臣

ただ、御案内のとおり、今、農家経営は大変厳しい。水田稻作もそうですし、施設園芸もそうです。ですから、これ以上、例えば少しでもの負担も、国費のかさ上げ等も行うべく取り組みをいたしました。国費のかさ上げ等も行うべく取り組みをいたしたいと思つておりますし、農家の負担がほとんどない形で行わせていただくということでござります。

これらのことから、當農再開後は、基本的には

また、一方におきましては、今回、土地改良法の御審議をいたしている法律案におきましての手当、そしてさらに一日も早い施設園芸を含めた支援をしていただきまして、ここのクリスマスにはまたイチゴの需要がたくさんになります。その時期に合わせて価格も上昇します。

さて、全国の皆さんのがこの宮城県の県南のイチゴを大変楽しみにしております。福島県も同じようない状況だと思います。ぜひこれを復活できるよう御支援をいただければと思っております。

さて、今回、同じように津波に遭つた方でもな状況だと思います。ぜひこれを復活できるよう御支援をいたしました。個人の家でいえます。

さて、既に土地改良事業を行つてかなりの投資をして、そしてそこでの償還金が残つている、こういふ農家の方も被災を受けました。個人の家でいえます。

さて、既に土地改良事業を行つてかなりの投資をして、そしてそこでの償還金が残つている、こういふ農家の方も被災を受けました。個人の家でいえます。

それから利子補給は国が行うので五年間は償還をしなくていい。そして今回、この津波被害によつて発生した新たな例ええば土地改良、区画整理、そういう事業費に關しては、今お話しされました。が、通常これは、災害のかさ上げ等はあります。が、やはり自己負担というのが一部発生をします。今回は農家の方にはそれが発生しないというふうに今御答弁では伺えたんですが、そのとおりでよろしいんでしょうか。

経費。こういふことは、農家の頭割りで今まで負担を求めていたということになります。ところが、今回見てみますと、ある農業協同組合あるいは土地改良組合では、相当数の農家が実際に被災してしまったので、言つてみれば、日々の組合の事務経費の負担、あるいは揚水機場、排水機場の実質的な電気代その他の負担、こういうことができない、そういう方が多くなる。そうしますと、土地改良区自身が非常に経常的な經營が厳しくなるんだと思うんですが、こういうことへの実態把握、そしてまた手当について教えていただければと思います。

○鹿野國務大臣 先生、その前の質疑の中で、三年間というところでござりますので、この点、申させていただきたいと思います。

それから、今先生から御指摘の、いわゆる土地改良区も含めて被災した農林漁業者に対する資金の円滑な融通というものは、当然のことながら要請をいたしているところでございますけれども、土地改良区の運営という観点からも、災害復旧事業において土地改良区の技術職員を引き続いて活用を図る、あるいはまた中長期的には、土地改良区の統合等によりまして組織運営基盤の強化を推進してまいりたい、こんなふうに思つております。所によりましては、このようなことも計画をなされておるところもあるようございます。

そして、これらの措置を通じて土地改良区の円滑な運営が確保できるように、そのことに対して可能な限り支援をしてまいりたい、こんなふうに思つております。

ちなみに、宮城県におきましては、事務所などが被災した二十二の土地改良区のうち二十一地区では施設の点検などの業務を再開しておられるといふことも聞いておりますが、残りの一地域についても、今後、災害の復旧が進めば事務所を確保して業務が再開をする予定だ、こんなふうにも聞いておるわけでございますけれども、可能な限りの支援をしてまいりたいと思っております。

○小野寺委員 今回のこの復旧については、むし

ろ土地改良区、これがかなり中心となつて、またさらなる農地の復旧ということを行ふことも当然あるんだと思います。また、従前事務方から御説明の組合の事務経費の負担、あるいは揚水機場、排水機場の実質的な電気代その他の負担、こういうことができない、そういう方が多くなる。そうしますと、土地改良区自身が非常に経常的な經營が厳しくなるんだと思うんですが、こういうことへの実態把握、そしてまた手当について教えていただければと思います。

○鹿野國務大臣 先生、その前の質疑の中で、三年間というところでござりますので、この点、申させていただきたいと思います。

それから、今先生から御指摘の、いわゆる土地改良区も含めて被災した農林漁業者に対する資金の円滑な融通というものは、当然のことながら要請をいたしているところでございますけれども、土地改良区の運営という観点からも、災害復旧事業において土地改良区の技術職員を引き続いて活用を図る、あるいはまた中長期的には、土地改良区の統合等によりまして組織運営基盤の強化を推進してまいりたい、こんなふうに思つております。所によりましては、このようなことも計画をなされておるところもあるようございます。

そして、これらの措置を通じて土地改良区の円滑な運営が確保できるように、そのことに対して可能な限り支援をしてまいりたい、こんなふうに思つております。

ちなみに、宮城県におきましては、事務所などが被災した二十二の土地改良区のうち二十一地区では施設の点検などの業務を再開しておられるといふことも聞いておりますが、残りの一地域についても、今後、災害の復旧が進めば事務所を確保して業務が再開をする予定だ、こんなふうにも聞いておるわけでございますけれども、可能な限りの支援をしてまいりたいと思っております。

○小野寺委員 今回のこの復旧については、むし

てあります。

さて、このように復活できる農地については私どもイメージがわくんですが、今回御視察いたしました中で、既にかなり水没をしている、海水、もしかしたら沈降したためか水面下と想定される、大潮のときは必ずかぶつてしまふ、こういうような農地も多數あるんだと思つています。こういうところを、例えももう一度その護岸をして、復旧して、盛り土をしてというような予算でやつた方がいいのか。あるいは、ここについては逆に、地殻変動に伴うような水没という形で農地としては対応できないという判断をする場合。恐らくさまあらんんだと思います。

もし、水没したともう判断をし、今後、復旧については経済的に相当厳しい、合理性がないと判断された場合、このよくな農地についてはどのようない取り扱いをされるか、教えていただきたいと思います。

○鹿野國務大臣 基本的には、被災農地というものは、復旧した上でこれからも農地として利用していくというような考え方でおるところでございりますけれども、今先生おっしゃるとおりに、水没すればれども、今先生おっしゃるとおりに、水没によつて、なかなか農地に戻すことは困難だなどいうふうなところもあるということも承知しております。

向こうというふうなものも十分踏まえてこれからも取り組んでいかなければなりません。

○小野寺委員 今回のこの復旧については、むし

すなわち、地域の方々の声というふうなものは、しっかりと聞いてまいりたいと思つております。

○小野寺委員 実は、地域の方々の声というものは、もう複数出でております。農地についてもそうです。

あるいは、今回かなり沈降した市街地についても、その自治体の市長さんだつたり町長さんはどう言つているかといいますと、もう既に幾つか報道で出でておりますが、こういう水没した農地や

水没した市街地については国が買い上げてほしいう、国が買い上げて、海岸としてここは保全をし、ほしい、そのような声が出ております。

このよくな声に農水大臣としてはどのようにおこたえになるお考え方があるか、教えていただければと思います。

○鹿野國務大臣 宮城県の知事さんも、今回の被災に遭つた土地の国有化というふうなこと、国が買い上げてというふうな考え方をお示しになつておられることが承知をしております。そういう中で、これから被災農地というふうなものをどう取り扱っていくかということは、それぞれいろいろな考え方がありますけれども、一つの考え方であります。

そういう中で、私たち構想会議の考え方といふものの中、農林水産省といたしましても、さらに全体としてどうあるべきかというふうなことを含めて検討してまいりたいと思つております。

○小野寺委員 ゼひ、今回は、既に水没してしまつた農地、これは市街地も同じですが、国としてしつかり支援をしていただき、もしそこを国が買い上げるということになれば、その買い上げたお金で実は別な農地を求めるこどもできます。農家の方は、営農していくたい、農業もしつかり守つていきたい、そういう気持ちを皆さん持つていらっしゃいます。ですが、したくて農地が水没した、あるいは、今後、塩害が恐らくたびび起るだろう、こういうところに関して、そこで再開せよというの私は、大変酷だし、

また経済合理性もないんだと思います。

そういうときには、ゼひ、もう少し津波の被害

が上がりない、少し高いところで農地ができますように、農業ができますように、ぜひ国での買い上げております。決して農地を放棄するわけではなくんです。新しい農地を求めるために、そのための原資が必要そこはぜひ国の方で対応していただけないかと、いうお願いです。

さて、もう一つ、実は、今回こうしてさまざま支援があるんですけど、私は現地へ入つて思いますのは、農家特に農機具も津波で相当の影響を受けおります。車もそうですが、一度塩水をかぶつたこういう機械というのは、使い物にならないものがたくさんあると思います。こういう農機具、あるいは農業協同組合の持つているようなさまざまな共同施設、こういうものについての今回の復旧についてどのような支援があるか、教えていただきたいと思います。

○筒井副大臣 今先生がおっしゃった一次補正の中身は大きく三項目に分かれますので、御説明を申し上げたいと思います。

一つ目が、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、これが七十六億円でございます。これについては、農業協同組合等が所有する施設等のハード事業が対象になるわけございまして、国庫補助率は十分の九といたします。

二つ目が、東日本大震災農業生産対策交付金、三百四十一億円でございます。これが、今申し上げた農業協同組合等以外の所有によるハードあるいはソフト、農業機械等の導入に関するものでございますが、ここに含まれるわけございますが、これについて交付金として支給して、二分の一の補助という内容でございます。

それから三つ目が、これは融資に対する支援でございますが、七十八億円を計上しております。

先ほどからも話が出ております無担保無保証、一定期間、長期の間ですが、実質的な無利子、こういう融資の支援をする。

この三つの事業があるといふうに思います。

○小野寺委員 農機具といつても、通常頭に描く

のは田植え機であつたりコンバインであつたりトラクターであつたりという印象がありますが、例えれば軽トラックあるいはトラック、こういうものも実は農業には不可欠なものです。また、それぞれ農家の中には、自分で稻刈りをした後に乾燥機を持っていたり、それから色彩選別機を持つていて、もう少し自立的な農業をするためにさまざまな投資をしている方もいらっしゃいます。こういうものが今回一切流されてしまいました。

今回お考えの、復旧についての二分の一補助がこれらすべてに対して適用されるかどうか、教えていただければと思います。

○筒井副大臣 乾燥機や色彩選別機等はこの対象になるわけですが、軽トラ等は、余りにも汎用性が高いものですから、この対象には入らないとうふうに思います。

○小野寺委員 正直言いまして、今お話を伺つて、軽トラが農業以外に使われるということは、農家では普通ほとんど想定されない状況だと思つています。私どもは、決して何か揚げ足取りのために言うわけじゃないで、この問題については、実態に合う形で支援していくたかくように、制度はしっかりと見直していただければと思います。軽トラについても、少し窓口を広げて対応していただけるような、そういう状況をお願いしたいと思います。

最後に、実は今回、農業共済のことについて余り触られておりません。地域によつては、農業の加入区域がほとんど被災をしたというような地域もございます。そうしますと、今後、農地が復活しない限りは、農業に対してもいわゆる掛金の支払いもできない、かなりの農家がもう今回は農業を休まなきやいけない、そういう状況が急に起きて、農業の組合が一時的に経営が大変になります。そういうことに対し、どのような支援のお考えがあるか、教えていただければと思います。

○鹿野国務大臣 農業共済のことについての今後の取り組みにつきましては、実質的な状況という

ものを踏まえて、これからも実態に即した形で処していかなければなりません。

○小野寺委員 せつかく今回さまざまなお正を組んでいただきました。それが実効ある形で

回していくためには、私は、土地改良もそうですし、農業もそうですし、既存の農業団体、農協も

そうです。そういうところが合わさって、今、力を合わせて農業の復活ということに一丸となつて頑張っています。もちろん、その最前線にいるのは農家であります。

ぜひ、国としましても、いろいろな、既存の各種団体、こういうところを、すべての力を合わせて今回の災害復旧に向けていくということ。そのことを、鹿野農水大臣は私と同じ東北出身でござりますので、東北人の思いがあると思います、そしてまた、今回のこの震災に対しての東北人としての誇りもあると思います。大臣の存分の働きによつて、また、今までのところを、すべての力を合わせて、今回この震災に対しての東北人としての意地を發揮する所存であります。ぜひ、大臣の存分の働きによつて、また、今までのところを、すべての力を合わせて、今回この震災に対しての東北人としての意地を發揮する所存であります。

○小野寺委員 ありがとうございます。ぜひ、大臣の存分の働きによつて、また、今までのところを、すべての力を合わせて、今回この震災に対しての東北人としての意地を發揮する所存であります。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

○鹿野国務大臣 農業共済のことについての今後の取り組みにつきましては、実質的な状況という

の浜口儀兵衛、「稻むらの火」の物語が採用されておりまして、国語、社会、理科、道徳、そういう科目の中で小学生が学んでいる内容でございま

す。

きょうは、そのうちの一冊を紹介させていただ

きたいと思います。これは小学校五年生の国語、きょう皆さんに参考にお配りをしている内容はこの中の一部でございます。大臣にもお渡しをさせていただきましたが、この作者は、津波、巨大災害の専門家河田恵昭先生、今の政府の復興構想会議の委員でもいらっしゃいます。その先生の書かれた「百年後のふるさとを守る」、こういう題で小学校の教科書に採用されているものでございま

す。

この浜口儀兵衛の家は昔の広村です。広村ですが、同時に、江戸と銚子で既に大きなしようと屋を営んでおりました。今も現実に、立派なしょ

ゆの会社を経営しているようです。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

○鹿野国務大臣 ただいま小野寺委員から言われたことを私自身も共有してまいりたいと思います。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○小野寺委員 ありがとうございます。

く日待つても返事が来ない。村人の中には、希望を失い、村をしてようとする者まで現れ始めた。

「このままで、村がつぶれる。」そう思った

儀兵衛は、住む家も、食べるのも、着るものもない村人のために、自分のお金を出して、米を買い、衣服を買い、仮小屋を建てた。それで、村人の流出は止まらない。なにしろ、漁船は津波で流されたりこわされたりして使えず、田畠も塩分が入つてすぐには作付けができないのです。

田畠も塩分が入つてすぐには作付けができないのである。このまま何もしなければ生きていけないのは、だれの目にも明らかだつた。

田畠も塩分が入つてすぐには作付けができないのは、だれの目にも明らかだつた。

んでいただきたいと思いますし、お金を出せとは言いませんが、お金はまた別途さまざま工夫をしていただくことが大臣のお仕事であると思いま

す。

この事業を初め復興事業に被災地の皆さんを積極的に使つていただき、自分たちの村は自分たちで守つていくんだ、自分たちで復興するんだという気持ちをやはり持つていただきことが、今回の災害に遭われた皆さんの大好きな励みになるのでは

ないか。

この物語、私たちはずっと地元に住んでおりまして、実は、堤防を補修するために、ずっと津波祭りというのが、これは百年を超えていっているんです。子供たちがこの堤防に土を盛るという儀式を通じて、百年来、この浜口儀兵衛さん、浜口梧陵さんという、私たちは梧陵さんと言うんですが、この人の遺徳をしのぶという習慣がずっと続いております。

それは、もちろん私財をなげうつていただいたことはすばらしいことですけれども、この村の人々に、私たちの土地を自分たちで築き上げたという誇りをつくつていただいた梧陵さんの思いとそれを、大臣にぜひとも持つていただきたい。そのため、今回のこの事業に一人でも多くの皆さんを雇用する、そして自分たちで立ち上がるきっかけをつくつていただきたい、この思いできょうこのお話を紹介させていただきました。

大臣の御所見をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 今、西先生から、浜口さんという方の、いわゆる歴史の中でのエピソードについてお話をございました。

和歌山県からは先生初めていろいろな方が、歴史的にも、また今日も輩出されて活躍されておりますけれども、改めて、偉い人がおられたんだな、こんな思いを率直に持ちました。そういう意味で、先生方がその浜口さんの思いというものをいつまでも忘れてはならないというふうなお気持ちで取り組まれてることに対しまして、私ども心から敬服をいたしておりますことをまず

申させていただきたいと思います。

私自身も、その浜口さんの思いというものを、つめのあかでもせんじで飲まなきやならないな、こんな思いをいたす中で、雇用の問題につきまして、やはり被災農家の方々の就労機会を確保するというふうなことが、国だけではなく、やはり県にも求めていく必要もあるのではないか、こんなようなことで、一体的に取り組んでいきました。

具体的に申し上げますと、事業の請負者に対しまして、入札の際には、被災地域におけるところの農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するように、このように説明をしてまいりたいと思っております。そしてまた、工事着手前に被災地域におけるところの農林漁家の就労希望者の雇用見込み数、それから工事完成時には実績、それを報告させる、このようにしてまいりたいと思います。

そういう中で、被災に遭われた農家の人たちがこの復旧事業等に直接、積極的にかかわることができるよう努めてまいりたいと思っております。

今回も松林緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策といふうに思つております。

今回の補正予算の中では、森林・林業復旧対策のうち緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策といふうに思つております。

大災害の現場状況を踏まえて、海岸林の効用についてどう評価しているのか。

また、今後の復旧造林計画についてもお伺いしたいと思います。実は、日本には日本海岸林学会という学会もございまして、既に定期的に論文も発表している。防潮堤としてはどういうふうに配置したらいいのかというようなことも書かれておりまして、そういう知見も十分参考にしながらこの計画についても着々と進めていただきたいと思いますが、御所見をお願いしたいと思います。

○吉田(公)大臣政務官 わたしもお答え申し上げます。

委員のおつしやい海岸林の復旧でございまして、報道等でもありましたけれども、松が少し、あと数行読ませていただきます。六十八ページの六行目。

そして二年、しばらくぶりに、儀兵衛は広村にもどった。村人たちは、儀兵衛がない間も、たゆまず堤防工事を進めていた。儀兵衛はそこに見たのは、自らの手で村を再興しようとして植えるように指示した。その数、数千本。松が根をはることで、津波や長年の風雨にものびくともしない、強固な堤防にしようとした

のである。松林の効用はそれだけではない。たとえ堤防をこえる津波が来ても、松林は津波の

いきおいを弱くする。また、流された人が林で止められ、助かることがある。これだけ大きな石がき形式のもり土堤防は、世界でも初めてのものであつた。

こういうふうに書かれております。

もちろん、今回も松林が完全にやられたというケースもありますが、いつもいつもマグニチュー九〇〇というわけではございませんし、私は、防潮堤というものの必要性はあるんだろうというふうに思つております。

今回の補正予算の中では、森林・林業復旧対策の復旧整備というふうに予算が計上されております。大災害の現場状況を踏まえて、海岸林の効用についてどう評価しているのか。

また、今後の復旧造林計画についてもお伺いしたいと思います。実は、日本には日本海岸林学会という学会もございまして、既に定期的に論文も発表している。防潮堤としてはどういうふうに配置したらいいのかというようなことも書かれておりまして、そういう知見も十分参考にしながらこの計画についても着々と進めていただきたいと思いますが、御所見をお願いしたいと思います。

○西委員 一步踏み込まれた方針をお出しいたしましたことに感謝を申し上げます。直接の事業ではありませんが、この復旧事業等に直接、積極的にかかわることができるよう努めてまいりたいと思っております。

そこで、この復旧事業等に直接、積極的にかかわることのできるところの農林漁家の就労希望者の雇用見込み数、それから工事完成時には実績、それを報告させる、このようにしてまいりたいと思います。

○西委員 ありがとうございます。全体の復興計画の中できちっと対応していただきたいと思います。

次に、除塩についてです。

土地改良法には、農用地と土地改良施設の灾害復旧という規定がありますが、除塩つまり塩を除くということですね。現行農用地の災害復旧では対処できないというふうにお伺いをしておりま

す。一方、重油や重金属の汚染については、現行の災害復旧の中で対応できるということでした。

今回、特例で対処しておりますが、今後も災害により除塩が必要となるということも想定されます。小さな規模では、台風ごとに塩水が入つたり

ということも現実にはあるんじゃないかなと思いますが、土地改良法で除塩事業も対応できるようになりますが、土地改良法で除塩事業も対応できるようになりますが、大臣の御所見をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 先生おつしやるとおりに、今までいわゆる土地改良で除塩の事業をやってきたことでもありますけれども、今回の農地の塩害の被害の程度というものが甚大でございまして、いわゆる通常の営農として行う除塩でもありますけれども、今はもう対応できない、こういうようなことでございました。そういう意味で、災害復旧事業の土地改良事業として取り組む必要がある、地域全体をそういう形で取り組む必要があるというふうなこと

檢討会をまず設置いたしまして、被災状況の把握、それから防災効果の検証、そして復旧方法の

検討等を実施いたす予定でございます。検討会の結果を早急に出していただきまして、復興計画の検討状況等を踏まえ、今後の対策を講じ、海岸部の保安林や地域の再生に万全を期す考え方でございます。

なお、保安林の再生に向けては、まず被害状況の把握が必要でございますし、防災効果の検証、それから復旧方法の検討を踏まえまして、そのための予算をこのたびの第一次補正予算にも盛り込んだところでございますが、当面、第一次補正予算で盛り込んでござりますので、いずれまた第二次補正予算等で、足りない部分については復活させることでございます。

○西委員 ありがとうございます。全体の復興計画の中できちっと対応していただきたいと思います。

次に、除塩についてです。

土地改良法には、農用地と土地改良施設の灾害復旧という規定がありますが、除塩つまり塩を除くということですね。現行農用地の災害復旧では対処できないというふうにお伺いをしておりま

す。一方、重油や重金属の汚染については、現行の災害復旧の中で対応できるということでした。

今回、特例で対処しておりますが、今後も災害により除塩が必要となるということも想定されます。小さな規模では、台風ごとに塩水が入つたり

ということも現実にはあるんじゃないかなと思いますが、土地改良法で除塩事業も対応できるようになりますが、土地改良法で除塩事業も対応できるようになりますが、大臣の御所見をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 先生おつしやるとおりに、今までいわゆる土地改良で除塩の事業をやってきたことでもありますけれども、今回の農地の塩害の被害の程度というものが甚大でございまして、いわゆる通常の営農として行う除塩でもありますけれども、今はもう対応できない、こういうようなことでございました。そういう意味で、災害復旧事業の土地改良事業として取り組む必要がある、地域全体をそ

になつたわけでございます。

そういう意味で、今後、いわゆる除塩事業、土地改良法の本体におけるところの除塩事業の創設というふうなことについては、通常の営農で行う除塩とどう仕分けしていくかというようなところも難しいところもあるのかな、こんなふうに思つておりますし、今後検討する課題として取り組んでいきたいと思っております。

○西委員 次に、津波により流出、冠水した農地の面積が二万三千六百ヘクタールというふうに推定されるというふうに伺つております。国が行う特定災害復旧事業は、津波の被害を受けたすべての農用地等を対象にしているのかどうか。

また、今回の補正予算では、事業費として六百八十九億円を計上しておりますが、除塩事業の分は二十四億円というふうになつております。この予算で行える事業はどの程度と見込んでいるのか。

さらにも、この法案の目的となつてゐる除塩事業、これの総事業費は今後幾らになるというふうに想定しているのか、このことについての全体像をお示しいただきたいと思います。

○吉田(公)大臣政務官 委員の御質問にありました、被害程度が少なく除塩開始が可能な農地を対象に、二十四億五千万円ほど計上いたしております。これは、面積にいたしまして約八千ヘクタール程度まで除塩が可能ということございます。被災地をできるだけカバーできますように、国、県、市町村が連携を図つて解決に向けて努力をしていくということでございます。

被害の程度によりまして工法や費用は異なることから、これらを詰めつ必要な予算を確保していく予定でございます。

なお、約二十四億五千万円を計上いたしておりまして、約八千ヘクタールの程度まで除塩が可能ということでございます。

○西委員 次に、放射性物質による土壤汚染についてお伺いをしておきたいと思います。

まず、その前に、国が行う特定災害復旧事業等

の負担金についてでございます。

これはなかなか、どれだけの負担金が要るのかというのではなくて、一戸当たりの事業費が二万円までの場合は五〇%、そこから少し多くなつて三万から四万が一五%、四万から八万までが一〇%，そこから十五万円までは四%というふうにだんだん少なくなつて、二十一万円以上の部分では一%、こういうふうに六つの構造になつております。事業費が百万円だとすると、ずっとそれを足し合わせていきますと二万八千九百円ということが、一軒一軒がどれだけの自己負担が要るかという計算が大変難しいということをよく聞きます。所得税と同じような構造ということなんですが、当事者によくわかる資料をぜひともつくつて説明をできるようにしていただきたいというふうに要望をしておきます。

さて、最後に、先ほど申し上げました、この法案とは直接関係ないんですが、今後、放射性物質による土壤汚染問題ということになつてきます。

原子力発電所の事故に伴つて放出された放射性物質による土壤汚染に取り組むために、やはり農業というのは、例えば福島は一年一年ですから、サ

イクリルがどんどん先になつてしまつて、これが、あるいは、できるだけ早くこの事業を立ち上げる準備を私はまずしていただきたい。そのためには政府に研究チームを立ち上げて、どなたかの責任でいろいろな研究をしてみるというようなことを思つております。

○西委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党的吉泉秀男です。先般の委員会視察の中で、私も一緒に参加をさせていただいたわけでございますけれども、多くの関係団体の方からそれぞれ大変要望も受けたところでもございます。

今回この法案、まさに出发点であるだろうと見えないにも自分自身思つております。

今、生産者から言わせれば、もう自分の農地がどうなつてゐるのかわからない、ましてや農機具も格納庫も流されている、そしてまた避難箇所で生活を余儀なくされている。そういう状況の中、農業というものについてどう復興させていくのか、このことが問われているんだろうというふうな感じで、除染事業といいますかそういう事業も引き続き自信を持つて農水省として進めていきますけれども、今回の除塩並びに区画整理

思つておりますが、大臣の御所見をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 省内に放射能対応研究チームを

もう立ち上げました。そしてまた、独法におきま

しても放射能対応研究チームというふうなものも立ち上げて、今取り組んでおるところでございます。

もう一ヶ月半以上避難生活をされている中で、

徐々に集団移転とかそういう話も今聞こえてくる状況になつております。

先般、名取の方にお邪魔させていただいたとき

に、まさに海水にまだ浸つてゐる部分の排水作業

を一生懸命やつてゐる、こういった状況も目の当たりにしてきたところでございます。今、農林省

で発表している、そういう冠農地二万三千六百

ヘクタール、こういうふうに数字的になつて

わざでございますけれども、その中には、福島・

浜通り、こういったところの農地も含まれている

わけでございます。

これから出発をしていく際に、それぞれ、国主導、そしてまた生産者、農地の所有者の意見等々も含めて、この事業を進めていく段階で多くの課題があるというふうに思つております。

佐々木さんの方から最初、スケジュール、こう

いう質問がなされたわけでございますけれども、

これから出発点だというふうに思つておりますけれども、今、その中における被害の実態調査、この部分について相当多くの予算が組まれておるわけございます。そんな中において、やはり一日も早くそういうメッセージを生産者さらには被災地に出していくかなきやならない、こういう状況のときに、まずこの法案を通して、そしてそれからどう具体的に、ある程度スケジュール的な部分について、再度、日程的な部分、考え方、そのことについてまずお伺いさせていただきたいと思いま

す。

○鹿野国務大臣 今吉泉委員の方から言われたこ

とは大変大事なことでございまして、今回の補正

を含めて、土地改良事業の法案も提出をさせてい

ただきました、今御審議をいたいでいるわけでござりますけれども、今回の除塩並びに区画整理

けれども、今回の法案の中でこれがやれる。まさ

に、生産者なり、さらには被災された地域の人方

からいえば、本当に國主導でやつてほしい、こう

いう思いが強いんだろうというふうに私は思つております。

事業というふうなものを進めていく中で、この法案が通つたらば、どういう考え方のもとに具体的に実行していくのか、こういうような御質問でございます。

とにかく、私どもいたしましては、今回の被

災といふものは並々ならぬ状況にあるといふうこと、先生方からも御視察いただいたというお話をございまして、私も現地に参りましたとして、この目で確かめさせていただいておるところでございます。

そういう意味で、何としても作付というものをできるだけ早く行なうことができるよう、これが私どもにとつてのまず取り組んでいかなきやならない基本的な姿勢だ、こういうふうなことでございまして、除塩と単なる原形復旧をあわせて行なうことだけではなしに、区画整理もあわせて行なうというふうなことが大切だと思っております。

そして、名取の沿岸部のような地域におましましては、農地、農業施設等が大変な被害を受けておられますので、御承知のとおりに、排水そして排水路の復旧、もちろん並行して瓦れきの除去、そして除塩、こういうふうな形で本格的に農地の復旧に向けて取り組んでいかなきやならない。

そして、これを実施していく時間は当然かかるわけでありますけれども、同時に、復興に向かたマスター・プランというふうなものを、地域の方々の意向というものを十分把握しながら反映させしていくという基本的な考え方のものに、計画的に進めていかなければならぬものだと思っております。

○吉泉委員 今、農林省で、被災地、市町村なり

県の方にそれぞれ出向しながら陣頭指揮をとつて

いるということについても伺つております。

その中で、今回の予算の中に二十六億の予算を計上しているわけでござりますけれども、今、基本計画なりマスター・プラン、こういうお話をありました。

この調査、まさに今の現状の中において、被害のあつた農地、そしてそのところにおける專業農

家、兼業農家、さらにはどこまで格納庫も含めて流されてきているのか、こういう部分がやはり具実的に数字としてこれから積み上がっていくものでございます。

その点について、この調査費、そしてまたこの調査の中において、今の被害に遭つたいわゆる農家、そういう部分を一緒に入れて、調査活動なんかに、いわゆる費用の負担等を含めてなんですかけれども、労力奉仕、こんなものも含めて使えないのか、こんなところを、まず時期的な部分を含め、この調査がどこまでどういうふうになつていくのか、このところについてお伺いいたします。

そういうふうに思つておりますけれども、そのところを踏まえながらどうしていくのかという方針が出てくるんだろうというふうに思つています。

その点について、この調査費、そしてまたこの調査の中において、今の被害に遭つたいわゆる農業者の方々から、いわゆる費用の負担等を含めてなんですかけれども、労力奉仕、こんなものも含めて使えないと、この調査がどこまでどういうふうになつていくのか、このところについてお伺いいたします。

○鹿野国務大臣 今先生からの御指摘の点、調査のことですけれども、もちろん、被災に遭われた農業者の方々の御協力というふうなものを得ながら調査をしていかなきやならない、こういうふうに考えておるところでござります。

○吉泉委員 これから、それぞれ同意の問題なり、区画整理等の関係なんかも含めて後で出てく

るわけですね。そういうところの中において、生産者の意見、さらには考え方、離農の問題等々を含めて、非常に複雑なものが私はあるというふうに思つてます、進めていく際に。だから、一番最初のところがやはり肝心なんだろなというふうに思つてます。

この調査費の使い方、まず今回の場合について、それぞれ箇所、相当、発表も何カ所ということで出されています。しかし、そこをやつしていくために、やはりある程度重点的な部分を決めなが

くような、支払われるような、そういう仕組みをつくつていただいて、ぜひお願ひを申し上げた

い、こう要望をさせていただきたいと存じます。

そして、今の状況の中において、これから実態

調査といふうになるわけでござりますけれども、さつきお話ししましたように、今回の補正の段階においてはすべてがやれるという部分ではないといふうに思つておりますので、それぞれ、宮城なり、さらには岩手なり、ある程度の箇所を直

ですから、この二十六億の予算を持つた、その

ところの使い方なり、さらに調査をどういうふうにしていくのか、このことをお聞きしたいわけでございます。

○鹿野国務大臣 この調査のことにつきましては、県なり市町村なり、そしていろいろと御協力をいただくことになりますけれども、もちろん農業者の方々からの御協力が必要であります。

そういう意味で、現地に派遣しておる者に対する私どもいたしまして、被災に遭われた農業者の人たち、あるいは県なり市町村の意向を踏まえてしっかりと調査をしていく、そういう中で、調査の方法というふうなものも、きちっとしつかりやつていくようにということを指示してまいりたいと思っております。

○吉泉委員 よろしくお願ひします。  
そしてまた、小野寺委員の方からも出されました、それぞれ、これから的生活をどうしていくのか、そういう中において、瓦れきの撤去とか、そういうお話が出されているわけでござります。そしてまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

してまた、復興の、それぞれ集落営農を中心とする、そういう組織の立ち上げ、こんなところなんかも出されているわけでござります。そ

らない、こういうふうに思うわけでございますけれども、その点についてはどうなんでしょうか。全部、二万三千六百、これを一括にやるための金額だ、というふうには私は受けとめてはいないわけでございますけれども、重点的に、やはり今回この第一次の補正の部分の中では使っていくんだというふうに思つています。

○筒井副大臣 やはり津波被害を受けた全地域を対象として、被災した農地を復旧、復興していく立場を取り組んでいく、それが一次補正での考え方でございます。その中で、重点的なものとか、あるいは時期が、早く取り組むところとか、そういうところは出てくるかと思いますが、一部地域を除いたという形ではなくて、全地域を対象とする。それを、国、県、市町村、あるいはさらに農家の皆さんと連携をしながら取り組んでいく、そう考えております。

○吉泉委員 すべてのところをいわゆる予算の中でやつしていく、まず手をつけていくというのが今副大臣の方から説明なされたわけでござりますけれども、そのことについては私も了とします。しかし、事業そのものが、そんなに重くやらなくて簡単にでき得る、そういうところから、ほとんどもう非常に難しい、こういう地域もあると思うんです。

ですから、私は、お願いしたいのは、名取とか若林区とか、それから陸前高田だとか、そういうもう線引きもわからないような、そのところをまず重点的にどうするのだというふうな部分を、やはり国でメッセージを出していく。そのための調査をまずやる。被害のひどいところからまずは手をつけるという進め方でないと、なかなかメセージが伝わってこないんじゃないかな、こう思つてます。

○筒井副大臣 先ほどほかの先生のときにもお答えしたかと思いますが、排水事業から始めなければいけないところ、さらには水利施設の損壊を直

さなければそもそも除塙措置もなかなかできないというところ、あるいは、それらの損壊がないものですから直ちに除塙措置に取りかかれるところ、そういういろいろな形に分かれるわけでござります。それで対応しながらやつていかなければいけないというふうに思っています。

その場合に、もちろん、一番被害が甚大なるに最も労力と費用がかかるわけでございますから、それに重点を置くといえばそうなんですが、では軽微なところを後回しにしていいかというとそうでもなくて、軽微なところはかえつて早目に取り組むことができるという意味で、全体を取り組んでいきたいというふうに申し上げたところでございます。

ただ、期間は、物すごい甚大な場合には、来年、再来年からの作付がようやく可能になるというふうなところもあるわけでございますから、それらのところは、本当に、先生のおっしゃるよう、重点的に取り組んで、一刻も早く耕作再開ができるようにやっていかなければいけないとは考えておるところでございます。

#### ○吉泉委員 ありがとうございます。

自分自身思うのは、やはり、専業農家で、面積ももう十五ヘクタール、二十一ヘクタール持つていて、そういう生産者が、それが今途方に暮れています。何で避難場所で生活をしなきゃならないのか、どういうふうに自分としてこれから十年二十年の、残されているその部分の営農計画をやるのか、頭が痛いわけですよ。その中において、離農といふこともどうしてもやはり考えざるを得ない。

ですから、私が言わせれば、なるべく早い段階で、非常に多く、これから事業が困難な、そういうところに生産者が何人いて、そしてその生産者に対してどういうメッセージを出すのか。これまでの県営なり市町村なり団体運営の土地改良とは違う、国がやるだからこの法案なんだ、そういうメッセージを、ぜひ力強く、一日も早く出していただいて、そして、それが、私は

その調査活動の中にぜひ一緒に専業農家のの方も入れて、そしてやはり進めていくという一つの方性というものが大事になつていて、そういうふうに思つていてるところでございます。

自分自身も、これから多くのところ、被災地に足を運び、そしてまた、生産者と意見交換もさせていただきながら、一日も早く食料基地としての東北、この復興に向けて努力をさせていただきたい、この決意も申し上げまして、自分の質問、時間が来ましたので終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山田委員長 これより両案に対する討論に入る

のであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本法律案にとおり可決すべきものと決しました。

の土地改良法の特例に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本法律案にとおり可決すべきものと決しました。

の土地改良法の特例に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

#### 記

一 被災地域の復旧・復興に当たつては、我が

國農林漁業における被災地域の位置付けを明確化した上で、復旧・復興へのマスター・プランと工程表を示し、スピード感をもつて対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。

二 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、技術的な知見の集積に努めるとともに、これを踏まえた対処の方針を明確に示すこと。

三 除塙事業の円滑かつ効果的な実施を図るために、除塙に関する技術の開発・普及に努めること。また、今般の津波による海水の浸入のため農用地を受けた塙害を除去するために行う除塙事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。

四 除塙を始めとする農地・農業用施設の灾害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。

五 被災により償還が困難となつた土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講じること。

六 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となつた土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申上げます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○山田委員長 起立総員。よって、本法律案にとおり可決すべきものと決しました。

○鹿野国務大臣 ただいまは法案を可決いたしました。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、東日本大震災によましては、その状況を踏まえつつ、農林水産業及び農山漁村の状況を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山田委員長 次に、内閣提出、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選舉の臨時特例に関する法律案について採決いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○山田委員長 次回は、公報をもつてお知らせする」とし、本日は、これにて散会いたします。

## 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案

卷之三

**第一条** この法律は、東日本大震災に対応するため、国又は都道府県が行う土地改良事業等について、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「除塩」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波(以下単に「津波」という。)による海水の浸入のために農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)が受けた塩害を除去するために行う事業をいう。

この法律において「特定災害復旧事業」とは、津波による災害に対処するために行う土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業を

3 この法律において「復旧関連事業」とは、特定災害復旧事業と併せて行う土地改良法第二条第2項第一号に掲げる土地改良事業（土地改良施設（同号に規定する土地改良施設をいう。第五条第三号において同じ。）の変更に係るものに限る。）又は同項第二号若しくは第七号に掲げる土地改良事業をいう。

**第三条** 除塩については、土地改良法第二条第一項第五号に掲げる土地改良事業とみなして、同法及びこの法律の規定を適用する。  
**(国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例)**

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十号

え四万円に乗じて得た額までの部分の額の百分の八十五に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち市町内被災者数を四万円に乘じて得た額を超える十二万円に相当する額

の百分の九十に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち市町内被災者数を十二万円に乘じて得た額を超える部分の額の百分の九十五に相当する額

三 市町村又は土地改良区が行う特定災害復旧事業のうち除塙につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとしたならばこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する費用(第一号に掲げる額を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の総額

四 市町村が行う復旧関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとしたならばこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する費用(第一号に掲げる額を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の総額

五 附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由 東日本大震災に對処するため、農用地が受けた塩害を除去するための事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るために土地改良法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選舉の臨時特例に関する法律案

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選舉の臨時特例に関する法律

(海区漁業調整委員会の委員の選舉の特例)

第一条 指定県(その県の海区漁業調整委員会の選舉による委員の任期満了による選舉を行うべき時期前においては東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三条第一項において同じ。)の影響のため選舉を適正に行なうことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県をいう。以下同じ。)の海区漁業調整委員会の選舉による委員について、漁業法昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十三条第二項本文の規定による選舉(以下この項において「補欠選挙」という。)を行なうべき事由がこの法律の施行の日から指定県の海区漁業調整委員会の選舉による委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第二項本文の規定にかかわらず、行わない。

二 前項の規定による指定をしたときは、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

三 第一項の規定による指定に當たつては、農林水産大臣は、あらかじめ当該県の選舉管理委員会の意見を聽かなければならない。

四 前項の規定による指定に當たつては、農林水産大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の海区漁業調整委員会に係る漁業法第八十六条第一項の市町村の選舉管理委員会の意見を聽くものとする。

(選挙人名簿の特例)

第一条 指定市町村の選舉管理委員会であつて、農業委員会等に関する法律第十条第一項の規定により同項の農業委員会委員選挙人名簿(以下この条において「選挙人名簿」という。)を調製することが困難と認められるものとして農林水産大臣が指定する選挙管理委員会においては、選挙人名簿の調製申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に關する期日及び期間は、同項並びに同法第十二条において読み替えて準用する公職選挙法第二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定にかかわらず、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

(選挙人名簿の特例)

第一条 指定市町村の選舉による委員の任期満了による選挙の期日は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年七月三十日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日(以下「特例選挙期日」という。)とする。

二 前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての農業委員会等に関する法律第十条第五項及び第六項の規定の適用については、

同条第五項中「三月三十一日」とあるのは「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の選舉の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)第三条第一項に規定する特例選挙期日(次項において「特例選挙期日」という。)の告示の日前五日」に

生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定にかかわらず、行わない。

三 第一項の規定による指定をしたときは、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

(特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日とする。)

二 本条の規定にかかる特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用

十五年法律第百号)第二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定にかかわらず、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

第四条 この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、農業委員会等に関する法律第十五条第一項本文の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

(任期の特例)

第一条 指定県(その県の海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選舉の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)第三条第一項に規定する特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日とする。)

二 前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての農業委員会等に関する法律第十条第五項及び第六項の規定の適用については、

同条第五項中「三月三十一日」とあるのは「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の選舉の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)第三条第一項に規定する特例選挙期日(次項において「特例選挙期日」という。)の告示の日前五日」に

生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用

(特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日とする。)

二 本条の規定にかかる特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用

する。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由





平成二十三年五月十三日印刷

平成二十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局